

派遣事業に関わるマージン率の公開について



株式会社西条中尾総業

西条事業所

対象期間：令和6年10月1日～令和7年9月30日

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行に伴い、労働者派遣第23条第5項の規定により本年度分の派遣代金のマージン率を以下の通り公開いたします。

【令和7年 期 マージン率】 公開日：令和7年10月1日

派遣労働者の数	1名
労働者派遣の役務の提供を受けた者（派遣先）の数	1
労働者派遣に関する料金の平均額(日額)	13,600
派遣労働者の賃金の額の平均額(日額)	11,896
派遣料金額の平均額から派遣労働者の賃金額の平均額を控除した額を当該派遣料金額の平均額で除して得た割合（マージン率） *上記マージン率には、法定福利（健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険）の当社負担分、その他福利厚生にかかる費用が含まれています。	12.5%
派遣労働者の待遇の決定方法	労使協定方式
対象となる派遣労働者の範囲	別添資料に沿う
労使協定の有効期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
教育訓練に関する事項	別添資料に沿う
その他労働者派遣事業に業務に関し参考となると認められる事項	特段なし

以上

1. 派遣労働者の待遇の決定方法

【対象となる派遣労働者の範囲】

- ・派遣労働者として雇用される従業員

2. 教育訓練に関する事項

【教育訓練の内容】

- ・業務における安全教育
- ・業務における衛生教育
- ・施設規則等教育
- ・その他の教育

【教育訓練の対象者】

- ・労働者派遣の従業員

【教育訓練の取り扱い】

- ・教育訓練を行った時間に対する賃金支給
- ・訓練対象者の費用負担なし

以上